

重要事項説明書

1. 事業者

名称・法人種別	医療法人 みわ記念病院
代表者名	理事長 柚木 昌 理事 柚木 武（当事業所代表者）
所在地	岡山県浅口市金光町佐方80-1
電話番号	0865-42-5000
設立年月	平成5年 4月 19日

2. 事業所の概要

事業所名	さつきの里看護小規模ケアホーム
所在地	〒719-0106 岡山県浅口市金光町地頭下284-1
事業所指定番号	3392700054 号
管理者・連絡先	丸本 まゆみ TEL：0865-42-6622 FAX：0865-42-6624
サービス提供地域	浅口市（金光町、鴨方町、寄島町）

3. 施設の概要

建物	構造 木造 平屋建 延床面積 278.40㎡
利用定員	登録定員 25名 通所定員 15名 宿泊定員 8名

4. 事業の目的

要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話または必要な診療の補助を妥当適切に行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とします。

5. 施設の運営方針

- (1) 従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すよう必要な援助を行う。
- (2) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- (3) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

- (4) 介護サービスの提供にあたっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (5) 介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (6) 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- (7) 看護サービスの提供にあたっては、主治の医師との密接な連携及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行う。
- (8) 看護サービスの提供にあたっては、医学の進歩に対し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行う。
- (9) 介護サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (10) 提供する介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
- (11) 事業の実施に当たっては、浅口市、浅口郡里庄町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6. 営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	通い（10:00～16:00） 訪問（24時間） 泊まり（17:00～9:00） 訪問看護（8:30～17:00）

7. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
管理者	1名		1名	・管理業務 ・看護職員 ・計画作成者と兼務
計画作成担当者	1名 (以上)		1名	・看護小規模多機能型居宅介護計画、居宅サービス計画の作成 看護職と兼務
看護職員等	3名 (以上)		2.5名 (通い1名以上、 訪問1名以上)	・看護小規模多機能型居宅介護の看護業務等 (訪問看護ステーション業務含む)
介護職員（介護福祉士 ホームヘルパー2級等）	7名 (以上)		利用者3人対し 1名、訪問1名以上	・看護小規模多機能型居宅介護の介護業務

8. 介護職員の勤務体制

日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
早 出	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
遅 出	1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
夜 勤	1 7 : 0 0 ~ 9 : 0 0
宿 直 (オンコール)	2 0 : 0 0 ~ 9 : 0 0

9. 看護小規模多機能型居宅介護の内容

- (1) 利用者の人格を尊重しながら、心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行います。
- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供は、事業所の従業員があたるものとします。利用者の負担によって介護の一部を付添者等に行わせることがないようにします。
- (3) 利用者が看護小規模多機能型居宅介護従業者と食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように援助します。
- (4) 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて医療機関との連携を図るなど適切な対応を行います。
- (5) サービスの概要

泊まりサービス

事業所に泊まっただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

訪問サービス

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。その際、サービス実施のため必要な備品等は無償で使用させていただきます。なお、サービス提供にあたっては、次に該当する行為は行いません。

- イ) 訪問看護指示書が出ていない利用者に対する医療行為
- ロ) ご契約者若しくは家族からの金銭又は高価な物品の授受
- ハ) 飲酒及びご契約者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ニ) ご契約者又はそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ホ) その他ご契約者又はそのご家族等に行う迷惑行為

通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

イ) 食事

- ・食事の提供及び食事の介助
- ・食事サービスの利用は任意です。

ロ) 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

ハ) 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

ニ) 機能訓練

- ・利用者の適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

ホ) 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握に努めます。

ヘ) 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスをします。

看護サービス

イ) 医療行為

- ・利用者またはご家族の同意のもと、主治医より訪問看護指示書が出されている方に対し、必要な医療行為を行います。
- ロ) 緊急時の対応
- ・訪問看護指示書が出されていて、かつ、24時間緊急対応加算の同意がある方へ時間外も緊急時訪問対応します。

10. 利用料及びその他の諸経費

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、負担割合証を確認し、その単位数に割合を乗じた額の負担とします。
- (2) 利用者は、別紙「**利用料金表**」に定める費用を負担するものとします。その他、日常生活に係る費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族へ説明し、同意を得るものとします。
- (3) 利用料は月ごとの包括利用ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は計画より多かった場合であっても、日割りでの割引や増額は行いません。
- (4) 月中途から登録した場合又は月中途から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割り計算をお支払いいただきます。
登録日：利用者が当事業所との利用計画を結んだ日ではなく、泊まり・訪問・通いのいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

11. ご利用料金のお支払い方法

- (1) 前月の利用料等の合計額を請求書として明細を添付して、当月15日までに通知いたします。
- (2) ご利用料金は、当月末日までに現金を持参いただくか、職員にお預けください。
- (3) 金融機関の自動振替をご希望の方は、当事業所が指定する金融機関の振替手続きをし、毎月20日(店休日は次営業日)に振替えさせていただきます。
(金融機関の手数料100円(税別)は利用者負担とします)
- (4) 支払いを受けましたら、領収書を発行いたします。
- (5) キャンセル料について；通い・訪問(弁当)利用予定の当日の朝8時までに、キャンセルのご連絡がなかった場合は、キャンセル料としてその食事料金をお支払いいただきます。

12. 相談窓口、苦情対応及び措置の概要

- (1) サービスに関する相談や苦情についての窓口

当事業所窓口	電話番号	0865-42-6622
	FAX番号	0865-42-6624
	携帯電話	080-6334-4184
	相談・苦情担当者	丸本まゆみ
	対応時間	午前9時～午後4時

- (2) 公的機関の窓口

浅口市高齢者支援課	0865-44-7113
里庄町健康福祉課	0865-64-7211
岡山県国保団体連合会	086-223-8876

- (3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ① 担当者は直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅に行くなどして事情を聞き苦情内容の詳細を確認します。
- ② 担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者は担当者を含む全職員を招集、苦情処理に向けた検討会議を開催します。

- ③検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的な対応を指示します。
- ④担当者は利用者宅を訪問し適切な対処をするとともに、検討結果を説明します。
- ⑤担当者は苦情処理結果記録を台帳に記載、整理し、その完結から5年保存します。
- ⑥管理者は再発防止に努めるよう全職員に徹底します。

13. 秘密保持

- (1) 事業所および従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- (2) 事業所は、利用者または利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。
- (3) 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

14. 個人情報

当事業所は信頼の介護サービスの提供に向けて、日々努力を重ねております。「ご利用者・ご家族様の個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当事業所では、別紙「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」を定めて確実な履行に努めます。

15. 緊急時等における対応方法

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又は予め当該事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

16. 事故発生時の対応及び損害賠償

利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているとき、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族へ連絡します。また、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合、関係機関への報告をするとともに、損害賠償の手続を行います。

17. 協力医療機関

当事業所と下記の医療機関とは、利用者に対する定期的な診療、病状の急変等に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関として契約を定めています。

協力医療機関	みわ記念病院	0865-42-5000	浅口市金光町佐方80-1
協力歯科医療機関	岡本歯科医院	0865-42-3014	浅口市金光町地頭下844

18. 非常時の対応

- (1) 火災時の対応：別途に定める「消防計画」に則り対応します。
- (2) 近隣との協力：近隣自治会及び地元消防団と、非常時の連携を取り対応します。
- (3) 平時の訓練：別添定める「消防計画」に基づき、年2回以上避難訓練を実施します。
- (4) 自然災害時の対応；業務継続計画（BCP）に従って対応します。
- (5) 感染症発生及びまん延防止対策；業務継続計画（BCP）、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」に従って対応します。

19. サービス利用の際の留意点

- (1) 宗教や信条の相違により、他者の権利を脅かさないこと。
- (2) 口論、暴力、泥酔などで他者に迷惑をかけないこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- (4) 指定した場所以外で、火気を使用しないこと。
- (5) 故意に施設や施設内の物品に損害を与えたり、勝手に持ち出したりしないこと。
- (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
- (7) 現金・貴重品の紛失の責は負いかねるので、ご家族にて管理を行うこと。
- (8) ペットの持ち込みは原則行わないこと。

20. 身体拘束について

事業所内において身体拘束防止委員会を設けて防止に努めます。自傷、他傷の恐れのある場合は、事前に家族の了承を得たうえで、やむを得ず一時的に身体拘束をする場合があります。その場合、時間・状況の記録をし、速やかに専門医の受診と家族への説明を実施します。

21. 地域との連携について

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市の職員、地域住民の代表等により構成される協議会を設置し、概ね2月に1回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望助言等を聞く機会を設けます。
- (2) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表します。
- (3) 事業者は、その事業の運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

22. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施あり
実施した直近の年月日	2024年3月22日
実施した評価機関の名称	2か月に1回開催の運営推進会議
評価結果の開示状況	ホームページへ開示 https://satuki.miwahp.com

上記のとおり、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの契約を締結します。
尚、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

(契約日) 令和 年 月 日

サービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

名 称 さつきの里看護小規模ケアホーム

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の交付及び説明を受け、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けることに同意します。

また、重要事項説明書第14条に記載された利用目的のために、私の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所

名 前

(代筆者) 住 所

名 前

印

利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けることに伴い、重要事項説明書第14条に記載された利用目的のために、利用者の家族の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

(家族代表) 住 所

名 前

印

事業者 住 所 岡山県浅口市金光町佐方80-1
名 称 医療法人 みわ記念病院
代表者 理事長 柚木 昌 印

事業所 住 所 岡山県浅口市金光町地頭下284-1
名 称 さつきの里看護小規模ケアホーム
(介護保険事業所番号：3392700054号)